

老指発1113第1号
平成27年11月13日

都道府県
各 指定都市 介護保険施設等指導監査担当課長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
(公印省略)

介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等
の実施について

介護保険法における介護保険サービス事業所の指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発1023001号)により、介護サービス事業所等の質の向上を主眼とする「指導」及び指定基準や不正請求、身体拘束及び虐待等が疑われる場合には「監査」の実施をお願いしているところです。

また、介護サービス事業者の業務管理体制の監督については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成21年3月30日老発第0330077号)により、介護サービス事業所等における虐待等の不正行為の未然防止のため、事業者の業務管理体制に関する確認検査の実施をお願いしているところです。

しかしながら、今般、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待事案等が複数の事業所で報告されました。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり決してあってはならない事です。また、介護保険制度への信頼性に関わる由々しき問題でもあります。

つきましては、今回の介護保険施設等における高齢者虐待等の事案を踏まえ、今後の指導・監査及び業務管理体制の監督について、下記のとおり留意事項を定めましたので、貴管内市町村等にその周知をお願いいたします。

記

1. 高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な指導監査の実施について
通報、苦情等からの監査の実施については、都道府県等において、情報の具体性、信憑性、証拠物の有無、通報・苦情者の状況等を踏まえて個別に判断いただいたて実施しているところであるが、その内容が利用者の生命、身体

に関わる事案である場合は、迅速な決断と積極的な実行が必要であることから、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、現場の状況に応じ、柔軟に対応すること。また、高齢者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、上記監査と同様、事前に通知を行うことなく、実地指導を実施することも検討されたい。

2. 関連事業所も含めた重点的な指導・監査の実施について

都道府県等におかれでは、限られたマンパワーで指導監査を実施して頂いているところであるが、高齢者虐待事案等問題のあった事業所はもとより、当該事業所の関連する事業所がある場合については優先的に指導・監査を行われたい。また、所管管内において高齢者虐待事案等が生じた場合には集団指導などにおいてその要因等の情報を共有するなど再発防止に努められたい。

3. 自己点検シート等の活用について

高齢者虐待防止を防ぐには、都道府県及び市町村の指導や監査のみならず、事業所自らが行う「自己点検」による確認作業が効果的である。事業所の行う自己点検の実施については、実地指導で活用する自己点検票（チェックシート）を活用する等、事業所の施設管理者等が定期的に虐待防止の観点からは正すべき点がないか自己点検を行うよう指導の徹底を図られたい。

4. 業務管理体制の確認検査における事業者の虐待防止の取組みの確認について

高齢者虐待を未然に防止するためには、施設又は事業所を運営している事業者が適切な業務管理体制を構築することが重要である。

このため、業務管理体制の確認検査では特に、

- ① 虐待防止、認知症ケアなどの研修が効果的に実施されているか。
- ② 内部通報、苦情相談窓口は機能しているか。
- ③ 職員に対するストレスマネジメント、メンタルヘルスケアは実施されているか。

など、虐待事案を未然に防ぐための取組が行われているか検証し、事業者自らが業務管理体制の改善を図れるよう意識づけを行っていただきたい。